

## 独立行政法人会計基準 新旧対照表（案）

## ① 事業等のまとまりごとに区分された情報の充実

| 現 行   | 第 2 回   | 第 2 回議論を踏まえた見直し案  | 変更点・備考等   |
|---|---|---|---|
| 第 43 セグメント情報の開示   |   |   |   |
| 1 独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、当該法人の <b>事業内容等に応じた適切な</b> 区分に基づくセグメント情報とする。 | 1 独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、当該法人の中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報とする。 | 1 独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、当該法人の中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報とする。 | 【変更点】<br>○事業内容等に応じた適切な区分<br>→中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分<br>理由：目標設定、評価、財務情報を一体とし、財務情報の有用性を担保する。                   |
| 2 開示すべき情報は、事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する総資産額とする。（注 39）                       | 2 開示すべき情報は、事業収益、事業損益、総損益、行政サービス実施コスト及び当該セグメントに属する総資産額とする。（注 39）         | 2 開示すべき情報は、事業収益、事業損益、総損益、行政サービス実施コスト及び当該セグメントに属する総資産額とする。（注 39）         | 【変更点】<br>○開示情報として「総損益」、「行政サービス実施コスト」の追加<br>理由：業績評価のための情報提供を担保するため、セグメント別「行政サービス実施コスト」を開示。セグメント別「行政サービス実施コスト」を計算 |

| 現 行  | 第 2 回  | 第2回議論を踏まえた見直し案   | 変更点・備考等  |
|--|--|--|--|
| 第43 セグメント情報の開示   |  |  |  |
|  |  |  | <p>するためには、セグメント別「臨時損益」を計算する必要があるため、セグメント別「総損益」を開示。</p>   |
| <p>&lt;注 39&gt; セグメント情報の開示について</p> <p>1 独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、<u>その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細な</u>セグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</p> | <p>&lt;注 39&gt; セグメント情報の開示について</p> <p>1 独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による国民、主務大臣その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</p> | <p>&lt;注 39&gt; セグメント情報の開示について</p> <p>1 独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による国民、主務大臣その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</p> <p><u>なお、中期目標等における一定の事業等のまとまりは、「独立行政法人の目標策定に係る指針（平成26年9月2日 総務大臣決定）」において、「法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、</u></p> | <p>【変更点】</p> <p>○「主務大臣」の明文化<br/>理由：目標設定、評価の主体は主務大臣であるため。</p> <p>○「…企業会計で求められるよりも詳細なセグメント…」→「…一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント」<br/>理由：従来は法人の整理に委ねられていたセグメント区分が、事業等のまとまりと整合するように区分されるため。</p> |

| 現 行   | 第 2 回   | 第2回議論を踏まえた見直し案  | 変更点・備考等   |
|---|---|---|---|
| 第43 セグメント情報の開示  |   |   |   |
|   |   | <p><u>目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位」とされている。具体的には、主要な事業ごとの単位、施設単位、事業部単位、目標に対応したプログラム単位等で設定される。</u></p>  |   |
| <p>2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な事業費用及び主要な事業収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳を積極的に開示する必要がある。</p>  | <p>2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な費用及び収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳を積極的に開示する必要がある。</p>                                 | <p>2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な費用及び収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳を積極的に開示する必要がある。</p>   | <p>○「事業」の削除<br/>理由：事業損益だけでなく、臨時損益の開示も求めるため。</p>   |
| <p>3 セグメント <u>の区分について</u>は、<u>区分経理によるもののほか、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、各法人において個々に定めていくこととする。</u></p> | <p>3 セグメント情報としては、中期目標等における一定の事業等のまとめりごとの情報のほか、施設の機能別セグメント情報、研究分野別セグメント情報など、各法人において適切と考えられるセグメント情報を追加で開示することを妨げない。</p> | <p>3 セグメント情報 <u>についてと</u> <del>しては</del>、中期目標等における一定の事業等のまとめりごとの情報のほか、施設の機能別セグメント情報、研究分野別セグメント情報など、各法人において適切と考えられるセグメント情報を追加で開示することを妨げない。</p> | <p>○セグメント区分の設定方法に関する規定 →セグメント情報の追加開示に関する規定<br/>理由：従来は法人がセグメント区分を定めていたが、今回の改訂により、セグメント区分は事業等のまとめりと整合させるため。</p> |

② 運営費交付金の収益化基準の見直し及び行政執行法人創設に伴う見直し

| 現 行   | 第 2 回  | 第2回議論を踏まえた見直し案   | 変更点・備考等  |
|---|--|--|--|
| 第81 運営費交付金の会計処理   |  |  |  |
| <p>1 独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理するものとする。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。</p> <p>2 運営費交付金債務は中期目標の期間中は業務の進行に応じて収益化を行うものとする。</p> | <p>修正なし</p> <p>2 運営費交付金債務は中期目標等の期間中は、<u>「業務達成基準」によって収益化を行うこと（業務の進行に応じて収益化を行うこと）を原則ものとする。</u></p> <p><u>本基準上の業務とは、法人の事務・事業など継続的に実施される活動を示し、運営費交付金予算が配分され、費用の管理が行われている単位とする。具体的には、金融業務を行う法人においては、審査、回収といった事務の観点あるいは融資の種別の観点から、人材育成業務を行う法人においては、研修、他機関との連携などの事務の観点あるいは、育成プログラムの種類の観点から中期目標等における</u></p> | <p>修正なし</p> <p>2 運営費交付金債務は中期目標等の期間中は、<u>「業務達成基準」運営費交付金を業務の進行に応じて収益化を行う方法（以下「業務達成基準」という。）</u>によって収益化を行うこと（<u>業務の進行に応じて収益化を行うこと</u>）を原則とする。</p> <p><u>「収益化本基準上の単位としての業務」（以下「収益化単位の業務」という。）</u>とは、法人の事務・事業など継続的に実施される活動を示し、運営費交付金予算が配分され、<u>投入</u>費用の管理が行われている<u>業務単位</u>とする。具体的には、金融業務を行う法人においては、審査、回収といった事務の観点あるいは融資の種別の観点か</p> | <p>【変更点】</p> <p>○中期目標→中期目標等（P）</p> <p>理由：新しい法人類型が創設されることに伴い、年度目標と中長期目標を含む表現とする。ただし、会計基準全体の整合性を考慮する必要があるため、表現は再度検討する。</p> <p>○「原則」の明文化</p> <p>理由：閣議決定を踏まえた記載。会計基準で「業務達成基準」を「原則」と明記。</p> <p>○以下の文言の定義づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務達成基準</li> <li>・収益化単位の業務</li> </ul> <p>○「収益化単位の業務」と「事業等のまとめり」の関係の明記</p> |

| 現 行              | 第 2 回   | 第2回議論を踏まえた見直し案  | 変更点・備考等 |
|------------------|---|---|---------|
| 第 81 運営費交付金の会計処理 |   |   |         |
|                  | <p><u>一定の事業等のまとまりを細分化して設定される。</u></p> <p><u>なお、法人の総務部門や経理部門等の管理部門の活動は、「業務」には含めない。</u></p> | <p>ら、人材育成業務を行う法人においては、研修、他機関との連携などの事務の観点あるいは、育成プログラムの種類の観点から「<u>注39 セグメント情報の開示について</u>」で示した中期目標等における一定の事業等のまとまりを細分化して設定される。</p> <p><u>「一定の事業等のまとまり」は、収益化単位の業務を集積したものであり、収益化単位の業務より一定の事業等のまとまりの方が大きいのが通常であるが、法人によっては、一定の事業等のまとまりの中で単一の業務のみを行っている場合など、両者が同一である場合もあり得る。すなわち、一般的に用いられる事業、業務の概念、関係性とは異なり、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」における一定の事業等のまとまりの「事業等」と、収益化単位の業務の「業務」は、同一の概念である。</u></p> <p>なお、法人の総務部門や経理部</p> |         |

| 現 行  | 第 2 回   | 第2回議論を踏まえた見直し案  | 変更点・備考等  |
|--|---|---|--|
| 第 81 運営費交付金の会計処理   |   |   |  |
| <p>新設</p> <p>3 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。</p> | <p><u>3 独立行政法人は、業務達成基準（運営費交付金を業務の進行に応じて収益化する方法）によるために、一定の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする必要がある。（注解●）</u></p> <p><u>4-3 運営費交付金債務は、次の中期目標等の期間に繰り越すことはできず、中期目標等の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。</u></p> <p><u>なお、行政執行法人は、毎事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えることになる。</u></p> | <p>門等の管理部門の活動は、<u>「収益化単位の業務」</u>には含めない。</p> <p>3 <u>独立行政法人は、業務達成基準（運営費交付金を業務の進行に応じて収益化する方法）によるために、独立行政法人は、収益化単位の一定の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする必要がある。（注解●）</u></p> <p>4 運営費交付金債務は、次の中期目標等の期間に繰り越すことはできず、中期目標等の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。</p> <p>なお、行政執行法人は、毎事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えること<u>とす</u>るになる。</p> | <p>【変更点】</p> <p>○業務達成基準の原則を徹底させるため、一定の業務等と運営費交付金の対応関係を明確にする必要があることを基準本文に記載した。</p> <p>【変更点】</p> <p>○行政執行法人の会計処理を規定</p> <p>⇒ 従来の「中期目標」を「年度目標」と読み替えれば、行政執行法人のみの規定創設は不要と考えられるが、閣議決定で行政執行法人の会計基準を見直すこととされているため、明文化による規定。</p> <p>【備考等】</p> <p>○行政執行法人の剰余金の会計処理についても独立行政法人会</p> |

| 現 行   | 第 2 回  | 第2回議論を踏まえた見直し案   | 変更点・備考等   |
|---|--|--|---|
| 第 81 運営費交付金の会計処理  |  |  |   |
| <p>新設</p> <p>4 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合においては、</p> <p>ア 当該資産が非償却資産</p> | <p><u>5 中期目標等の期間の最後の事業年度（行政執行法人は毎事業年度）の期末処理において精算のために収益に振り替えられた金額については、臨時利益として計上する。</u></p> <p><u>6-4</u> 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。</p> <p>修正なし</p> <p>修正なし</p> | <p>5 中期目標等の期間の最後の事業年度（行政執行法人は毎事業年度）の期末処理において精算のために収益に振り替えられた金額については、臨時利益として計上する。</p> <p>6 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。</p> <p>修正なし</p> <p>修正なし</p> | <p>計基準「第 96 中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分」で規定。</p> <p>【変更点】</p> <p>○精算のために収益に振り替えられた金額を臨時利益として計上するための規定を新設。</p> <p>理由：通常の業務の実施によって計上される収益と、交付金の精算によって計上される収益とを区別するため。</p> <p>【変更点】</p> <p>○新設事項設置に伴う号数の修正</p> <p>【備考等】</p> <p>○本項目については、「たな卸資産等の資産見返負債の計上等」で再度検討</p> |

| 現 行   | 第 2 回 | 第 2 回議論を踏まえた見直し案 | 変更点・備考等 |
|---|-------|------------------|---------|
| 第 81 運営費交付金の会計処理  |       |                  |         |
| <p>であって、その取得が中期計画の想定範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務から資本剰余金に振り替える。</p> <p>イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産若しくは重要性が認められるたな卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるときは、その金額を運営費交付金債務から別の負債項目である資産見返運営費交付金に振り替える。資産見返運営費交付金は、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、たな卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額</p> | 修正なし  | 修正なし             |         |

| 現 行   | 第 2 回  | 第2回議論を踏まえた見直し案  | 変更点・備考等  |
|---|--|---|--|
| 第 81 運営費交付金の会計処理  |  |   |  |
| <p>を、それぞれ取り崩して、資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替える。</p> <p>(2) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務から収益に振り替える。(注 60)</p> <p>新設</p> | <p>修正なし</p> <p><u>＜注●＞一定の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係の明確化について</u></p> <p><u>1 「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定)の中で、「運営費交付金はいわば「渡し切りの交付金」であり、従って、独立行政法人の支出予算については、その執行に当たり、国の事前の関与を受けることなく予定の用途以外の用途に充てること</u></p> | <p>修正なし</p> <p><u>＜注●＞収益化単位の一定</u><br/> <del>の</del>業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係の明確化について</p> <p>1 「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定)の中で、<del>「</del>運営費交付金は、<u>国が事前に用途を特定しないという意味での</u>いわば「渡し切りの交付金」であり、従って、独立行政法人の支出予算については、その執行に当たり、国の事前の関与を受けることなく予定</p> | <p>【変更点】</p> <p>○基準において、業務等と運営費交付金の対応関係の明確化を求めているため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その趣旨</li> <li>・業務等の単位</li> </ul> <p>について注解を新設して明らかにする。</p> <p>○収益化単位の業務と交付金の対応関係を明確にすること＝各業務に交付金を配分することの明確化</p> <p>○業務費のうち、各業務に共通的に発生する費用について、原則として各業務に配分すべきこ</p> |

| 現 行              | 第 2 回  | 第2回議論を踏まえた見直し案   | 変更点・備考等      |
|------------------|--|--|--------------|
| 第 81 運営費交付金の会計処理 |  |  |              |
|                  | <p><u>ができるものとする」とされている。</u></p> <p><u>2 今回、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「運営費交付金が国民から徴収された税金を財源にしていることを踏まえ、法人に対し運営費交付金を適切かつ効率的に使用する責務を課す」とされていることを踏まえ、運営費交付金を適切かつ効率的に使用するためには、法人内部において業務及び管理部門の活動と運営費交付金との対応関係を明確にしておくことは当然に求められると考えられる。</u></p> <p><u>3 運営費交付金財源と対応関係を明らかにすべき業務は、原則として、業務進</u></p> | <p>の用途以外の用途に充てることができるものとする」とされている。</p> <p>2 今回、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「運営費交付金が国民から徴収された税金を財源にしていることを踏まえ、法人に対し運営費交付金を適切かつ効率的に使用する責務を課す」とされていることを踏まえ、運営費交付金を適切かつ効率的に使用するためには、法人内部において<u>収益化単位の業務</u>及び管理部門の活動と運営費交付金との対応関係を明確にしておく<u>必要があること</u>は当然に求められると考えられる。</p> <p>3 <u>収益化単位の運営費交付金財源と対応関係を明らかにすべき業務は、PDCA</u></p> | <p>との明確化</p> |

| 現 行              | 第 2 回   | 第2回議論を踏まえた見直し案   | 変更点・備考等   |
|------------------|---|--|---|
| 第 81 運営費交付金の会計処理 |   |  |   |
|                  | <p>行状況の管理、予算、発生費用の管理が行われる最小の単位で計上することとする。</p> <p>運営費交付金財源と対応関係を明らかにすべき管理部門の活動についても、PDCA サイクル等の内部管理が機能するよう、例えば部門別などの細かい単位に細分化する。</p> | <p>サイクル等の内部管理が機能するよう、原則として、業務進行状況の管理、運営費交付金予算が配分され、投入、発生費用の管理が行われる最小の単位の業務とすることで計上することとする。</p> <p>運営費交付金財源と対応関係を明らかにすべき管理部門の活動についても、PDCA サイクル等の内部管理が機能するよう、例えば部門別などの細かい単位に細分化することとする。</p> <p>4 「<u>収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする</u>」とは、法人の長が事業年度開始時点において、<u>収益化単位の業務及び管理部門の活動に対応する運営費交付金の配分額を示すこと</u>をいう。</p> <p>法人の長が<u>収益化単位の業務に対応する運営費交付</u></p> | <p>〇Q&amp;A 事項の基準化</p> <p>Q81-11 中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合の運営費交付金の収益化はどのように行うのか。</p> <p>A1 (略)</p> <p>A2 中期計画及び年度計画等において「一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合」とは、「当該一定の業務等に対して財源措置された運営費交付金の金額を示すこと」と解される。</p> |

| 現 行  | 第 2 回   | 第2回議論を踏まえた見直し案  | 変更点・備考等   |
|--|---|---|---|
| 第 81 運営費交付金の会計処理   |   |   |   |
| <p>&lt;注 60&gt; 運営費交付金の会計処理について</p> <p>1 運営費交付金は独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、交付金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費交付金は相当額を運営費交付金債務として負債に計上し、業務の進行に応じて収益化を行う<b>もの</b>とする。</p> <p>2 運営費交付金の収益化に</p> | <p>&lt;注 60&gt; 運営費交付金の会計処理について</p> <p>1 運営費交付金は独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、交付金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費交付金は相当額を運営費交付金債務として負債に計上し、<u>業務達成基準</u>（業務の進行に応じて収益化する方法）により収益化を行う<u>ことを原則もの</u>とする。</p> <p>2 <u>業務達成基準による</u>（業</p> | <p><u>金の配分額を示すにあたっては、業務費のうち、収益化単位の業務に横断的、共通的に発生する費用（人件費や修繕費等）については、原則として一定の基準を用いて各収益化単位の業務に配分する必要がある。</u></p> <p>&lt;注 60&gt; 運営費交付金の会計処理について</p> <p>1 運営費交付金は独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、<u>運営費</u>交付金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費交付金は相当額を運営費交付金債務として負債に計上し、<del>業務の進行に応じて収益化する方法</del>により収益化を行うことを原則とする。</p> <p>2 業務達成基準による<u>（業務</u></p> | <p>【変更点】</p> <p>○「原則」の明文化</p> <p>理由：閣議決定を踏まえた記載。会計基準で「業務達成基準」を「原則」と明記。</p> <p>【変更点】</p> |

| 現 行  | 第 2 回   | 第2回議論を踏まえた見直し案  | 変更点・備考等   |
|--|---|---|---|
| 第 81 運営費交付金の会計処理   |   |   |   |
| <p>については、具体的には以下のような考え方によるものとする。</p> <p>(1) 中期計画及びこれを具<br/>体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。</p> <p>例えば、一定のプロジ</p> | <p><u>務の進行に応じた</u>運営費交付金の収益化については、具体的には以下のように<u>行うな考え方によるもの</u>とする。</p> <p><u>(1)業務については、運営費交付金との対応関係にある業務ごとに、年度末時点の業務の進行状況を測定し、目的が達成された（完了した）業務については運営費交付金配分額を収益化する。</u></p> <p><u>(2)年度末時点において未了の業務については、運営費交付金配分額を業務の進行状況に応じて収益化させる。</u></p> | <p><u>の進行に応じた</u>による運営費交付金の収益化は、具体的には以下のように<u>より</u>行うものとする。</p> <p>(1)<u>収益化単位の業務については、運営費交付金との対応関係にある業務ごとに、年度末時点の業務の進行状況を測定し、目的が達成された（完了した）収益化単位の業務については運営費交付金配分額を収益化する。</u></p> <p>(2)年度末時点において未了の<u>収益化単位の業務</u>については、運営費交付金配分額を<u>収益化単位の業務</u>の進行状況に応じて収益化させる。</p> | <p>○業務の進行に応じた収益化の方法の明示</p> <p>【変更点】<br/>○業務の進行に応じた収益化の方法の明示</p> |

| 現 行  | 第 2 回  | 第 2 回議論を踏まえた見直し案  | 変更点・備考等  |
|--|--|---|--|
| 第 81 運営費交付金の会計処理   |  |   |  |
| <p>プロジェクトの実施(未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。)や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。</p> <p>新設</p> <p>(2) 上記の場合において、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応している場合には、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化</p> | <p><u>(3) 独立行政法人は、業務の進行状況を客観的に測定することができるよう、客観的、定量的な指標を設定する必要がある。</u></p> <p><u>客観的、定量的な指標を設定することができない業務については、投入費用に対応して業務の進行状況を測定することになる。</u></p> <p><u>3 (2) 上記の場合において、業務の実施管理部門の活動と運営費交付金財源とはが期間的に対応していると考えられる。場合には、そのため、管理部門の活動につい</u></p> | <p>(3) 独立行政法人は、<u>収益化単位の業務の進行状況を客観的に測定するためことができるよう、客観的、定量的な指標を設定する必要がある。客観的、定量的な指標を設定することができない業務については、投入費用に対応して業務の進行状況を測定することになる。</u></p> <p>3 管理部門の活動はと運営費交付金財源とは期間的に対応していると考えられる。そのため、管理部門の活動に<u>限りついては</u>、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金</p> | <p>【変更点】</p> <p>○客観的、定量的な指標を設定する必要があることを明記。</p> <p>○客観的、定量的な指標を設定することができない場合に、投入費用に対応して業務の進行状況を測定する記載は削除。</p> <p>∴安易に、「投入費用」に対応して業務の進行状況を測定する方法を採用することを防ぐ。</p> <p>【変更点】</p> <p>○管理部門の活動に係る費用は期間進行基準によって収益化することを明記。</p> |

| 現 行  | 第 2 回  | 第2回議論を踏まえた見直し案   | 変更点・備考等   |
|--|--|--|---|
| 第 81 運営費交付金の会計処理   |  |  |   |
| <p>することが<u>できる</u>。例えば、<u>管理部門の活動等がこれに該当する。</u></p> <p>(3) <u>上記(1)、(2)のような業務</u>と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。</p> | <p><u>ては、</u>一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化することができる。<u>例えば、管理部門の活動等がこれに該当する。</u></p> <p><u>4 (3)上記(1)、(2)のような業務</u>と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。<u>業務と交付金との対応関係が示されない場合とは、中期目標等で予見することができなかつた業務、例えば、期中に震災対応のための突発的な業務が複数発生したが、各業務の予算、期間等が当面前見積もることができないなどの限定的なケースが該当する。</u></p> | <p>債務を収益化する<u>ことを認める</u>。</p> <p>4 <u>例えば、期中に震災対応のための突発的な業務が複数発生したが、当面前各業務の予算、期間等を見積もることができないなど、業務と運営費交付金との対応関係が示されない場合に限り、業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支出額を限度として収益化することを認めるものとする。</u>業務と交付金との対応関係が示されない場合とは、中期目標等で予見することができなかつた業務、例えば、期中に震災対応のための突発的な業務が複数発生したが、各業務の予算、期間等が当面前見積もることができないなどの限定的なケ</p> | <p>【変更点】</p> <p>○費用進行基準が適用されるケースは限定的であることを明記。</p> |

| 現 行  | 第 2 回   | 第2回議論を踏まえた見直し案   | 変更点・備考等 |
|--|---|--|---------|
| 第 81 運営費交付金の会計処理   |   |  |         |
| <p>この場合に別途用途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。</p> <p>なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、&lt;注 55&gt;「重要な会計方針等の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。</p> <p>(4) 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付されたことが明らかといえる場合にお</p> | <p>この場合に別途用途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。</p> <p>なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、&lt;注 55&gt;「重要な会計方針等の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。</p> <p><u>5</u> <del>(4)</del> 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付されたことが明らかといえる場合に</p> | <p><del>―スが該当する。―</del></p> <p><del>この場合に</del>別途用途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。</p> <p>なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、&lt;注 55&gt;「重要な会計方針等の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。</p> <p>5 __運営費交付金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付されたことが明らかといえる場合においては、交</p> |         |

| 現 行  | 第 2 回   | 第2回議論を踏まえた見直し案   | 変更点・備考等 |
|--|---|--|---------|
| 第81 運営費交付金の会計処理  |   |  |         |
| <p>いては、交付時において収益計上するものとする。</p> <p>3 中期目標の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。このため、中期目標の期間の最後の事業年度においては、当該事業年度の業務の進行に応じて交付金を収益化し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。</p> <p>4 運営費交付金の収益化に関する会計方針については、適切な開示を行わなければならない。</p> <p>5 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運</p> | <p>おいては、交付時において収益計上するものとする。</p> <p><del>6-3</del> 中期目標等の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。このため、中期目標等の期間の最後の事業年度においては、当該事業年度の業務の進行に応じて交付金を収益化し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。</p> <p><del>7-4</del> 運営費交付金の収益化に関する会計方針については、適切な開示を行わなければならない。</p> <p><del>8-5</del> 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を</p> | <p>付時において収益計上するものとする。</p> <p>6 中期目標等の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。このため、中期目標等の期間の最後の事業年度においては、当該事業年度の業務の進行に応じて<b>運営費</b>交付金を収益化し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。</p> <p>7 運営費交付金の収益化に関する会計方針については、適切な開示を行わなければならない。</p> <p>8 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運営費交</p> |         |

| 現 行  | 第 2 回   | 第2回議論を踏まえた見直し案   | 変更点・備考等 |
|--|---|--|---------|
| 第81 運営費交付金の会計処理  |   |  |         |
| <p>運営費交付金債務から建設仮勘定見返運営費交付金に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返運営費交付金を本来の科目（資本剰余金又は資産見返運営費交付金）に振り替えるものとする。</p> <p>6 資産見返運営費交付金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。</p> | <p>運営費交付金債務から建設仮勘定見返運営費交付金に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返運営費交付金を本来の科目（資本剰余金又は資産見返運営費交付金）に振り替えるものとする。</p> <p><u>9-6</u> 資産見返運営費交付金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。</p> | <p>付金債務から建設仮勘定見返運営費交付金に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返運営費交付金を本来の科目（資本剰余金又は資産見返運営費交付金）に振り替えるものとする。</p> <p>9 資産見返運営費交付金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。</p> |         |